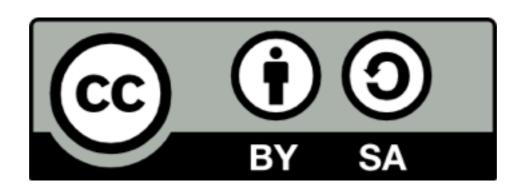
青年式在金融#10

Copy Bight

青山学院大学 地球社会共生学部 古橋 大地 @mapconcierge



本コンテンツの ライセンスは特に断りのない限り CC BY-SA 4.0 に従います。



#先週の課題

GitHubを用いて、

新規に公開リポジトリを作成し、

そのリポジトリのソフトウェアライセンスを、

MIT Licenseとして設定。

CODELLT

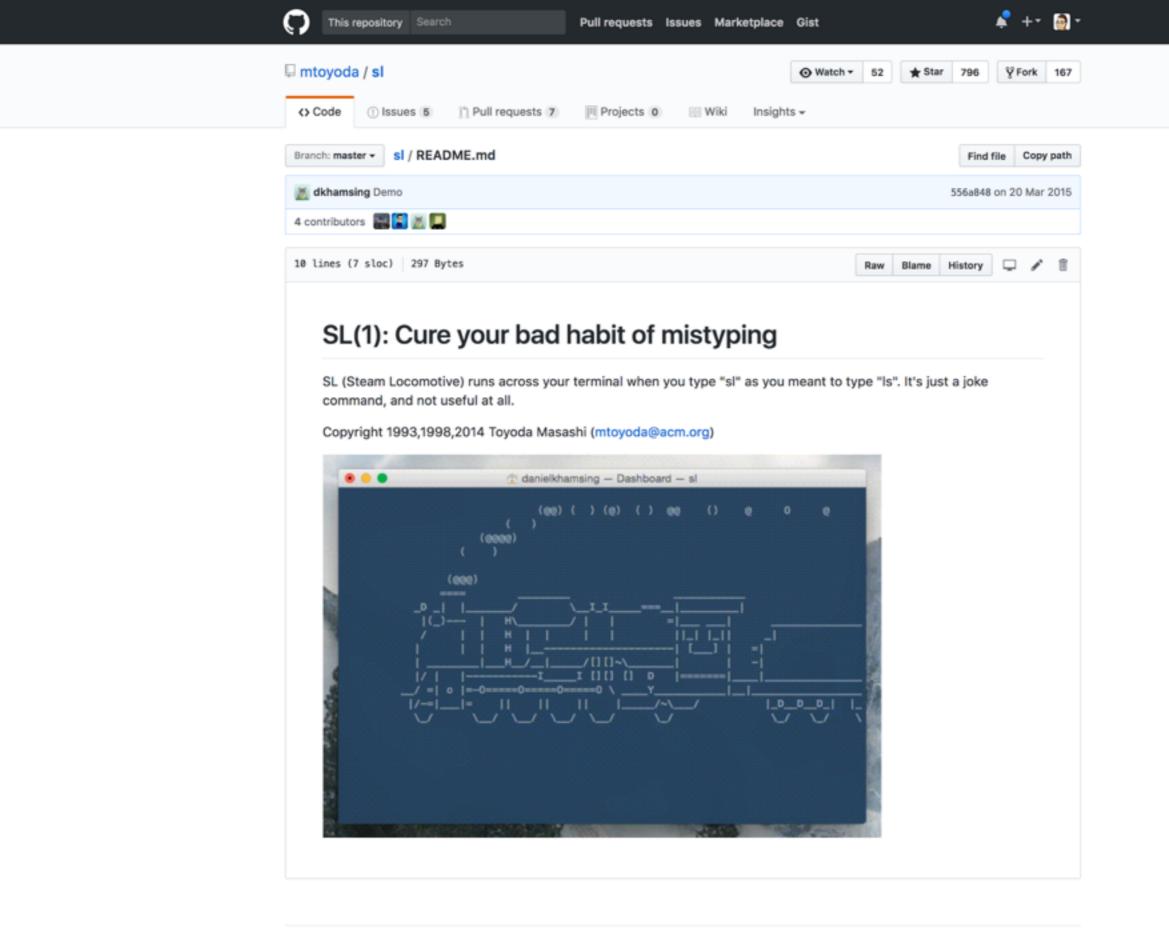
https://github.com/mapconcierge/slcmdを参考に slcmd.bash ファイルを作成。 リポジトリのPermalinkを

Twitterに投稿してください。

#AGU情報社会論のハッシュタグを含めてください。

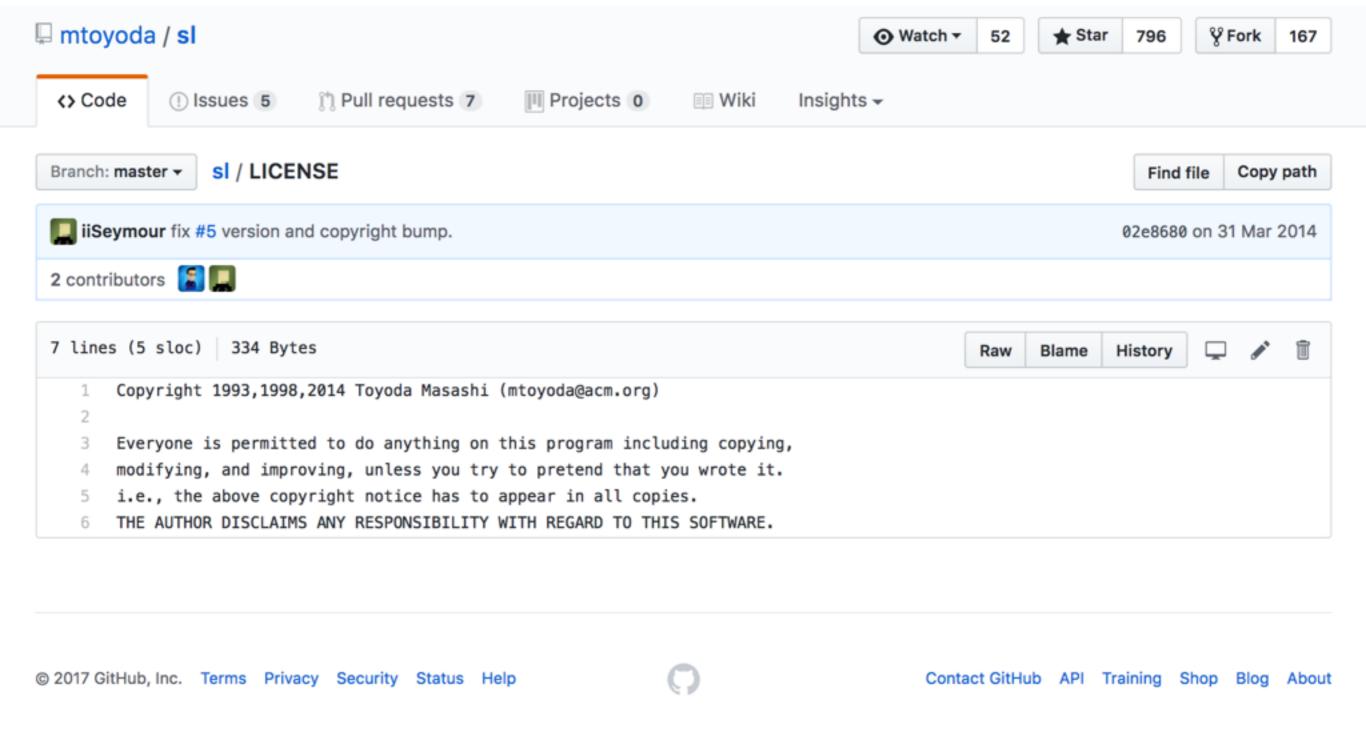
おまけ

```
( ) (@) ( ) (@)
                                                 @@
                                                       0
                                                                                 0
                                                             @
                                                                   0
                                                                          @
                                          \circ
                 (@@@)
          (@@@@)
_D
                                         =|HelpHelp!
                                          1\0/\0/1
|/-=|
                                                        I_D_
                                                                      I_D_D_D_I
```



https://github.com/mtoyoda/sl

ライセンスは?



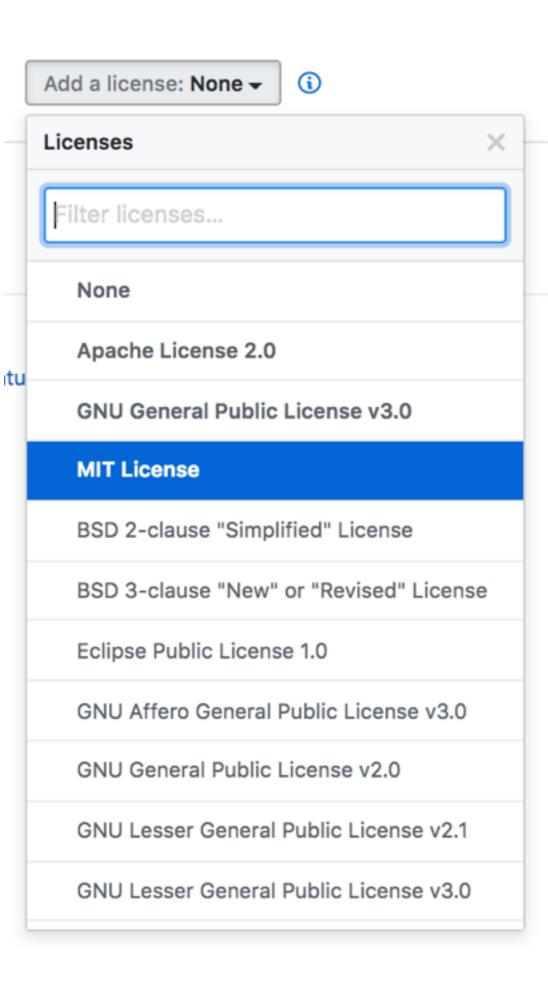
https://github.com/mtoyoda/sl/blob/master/LICENSE

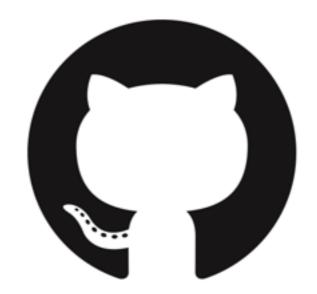
実質CCBY的オレオレライセンス。

今日のテーマ

ソフトウェアの ライセンスを 理解する

互换性





GitHubのデフォルト

- None
- Apache License 2.0
- GNU General Public License v3.0
- MIT License

Mone

None — Copyright

Apache License 2.0

Apache License

Apache License (アパッチ・ライセンス) は、Apacheソフトウェア財団 (ASF) によるソフトウェア向けライセンス規定。1.1以前は、**Apache Software**

License (ASL) と称していた。著作権表示と免責事項表示の保持を求めている。1.1 以降のバージョンはOpen Source Initiativeがオープンソースライセンスと承認している。GNUプロジェクトは、1.1以前のバージョンをGPL非互換で非コピーレフトのフリーソフトウェアライセンス、バージョン2.0をGPLバージョン3互換(GPL2以前とは非互換)のフリーソフトウェアライセンスと判断している。ソースコードはフリーソフトウェアやオープンソースプロジェクトでの開発にも使え、プロプライエタリ・ソフトウェアやクローズドソースの開発にも使える。BSDライセンスをベースに作成されたBSDスタイルのライセンスの一つである。

ASFやそのサブプロジェクトが作成するソフトウェアは、すべてApache Licenseで提供されている。ASF以外のソフトウェアでもApache Licenseを使っているものがある。2010年6月現在、SourceForge.netにある5000以上のASF以外のプロジェクトがApache Licenseでリリースされている[6]。

目次 [非表示]

- 1 改版履歴
- 2 ライセンス条件
- 3 GPLとの互換性
- 4 関連項目
- 5 脚注
- 6 外部リンク

改版履歴 [編集]

Apache Software License 1.0が最初の版であり、Apache HTTP Server 1.2な

Apache License



Apacheソフトウェア財団のロゴ

作者 Apacheソフトウェア財

功

バージョン 2.0

公開元 Apache Software

Foundation

リリース日 2004年1月

DFSGとの適合性 Yes^[1]
フリーソフトウェア Yes^[2]
OSIの承認 Yes^[3]

GPLとの適合性 Yes (パージョン2.0は

GPL v3と適合する^[2] が、1.0と1.1は適合し

ない[4])

コピーレフト No コピーフリー (英語版) No^[5]

異種ライセンスコード Yes

からのリンク

ウェブサイト www.apache.org

/licenses₽

テンプレートを表示

- GPL V3.0 互換
- ソースコードはフリーソフトウェア ヤオープンソースプロジェクトでの開 発にも使え、プロプライエタリ・ソフ トウェアヤクローズドソースの開発に も使える。
- BSDライセンスがベース
- コピーレフトではない

GNU General Public License v3.0

General Public

License V3.0

GNU General Public License

■「GPL」はこの項目へ転送されています。その他の用法については「GPL (曖昧さ回避)」をご覧ください。



この記事には複数の問題があります。改善やノートページでの議論にご協力ください。

- 独自研究が含まれているおそれがあります。(2012年1月)
- あまり重要でない事項が過剰に含まれているおそれがあり、整理が求められています。(2012年1月)

GNU General Public License(GNU GPLもしくは単にGPLとも)とは、GNUプロジェクトのためにリチャ ード・ストールマンにより作成されたフリーソフトウェアライセンスである。八田真行の日本語訳ではGNU 一般公衆利用許諾書と呼んでいる[6]。

目次 [表示]

概要 [編集]

GPLは、プログラム(日本国著作権法ではプログラムの著作物)の複製物を所持している者に対し、概ね以下 のことを許諾するライセンスである。

- 1. プログラムの実行[注釈]]
- プログラムの動作を調べ、それを改変すること(ソースコードへのアクセスは、その前提になる)
- 複製物の再頒布
- 4. プログラムを改良し、改良を公衆にリリースする権利(ソースコードへのアクセスは、その前提にな る)

GPLは二次的著作物についても上記4点の権利を保護しようとする。この仕組みはコピーレフトと呼ばれ、 GPLでライセンスされた著作物は、その二次的著作物に関してもGPLでライセンスされなければならない。こ れはBSDライセンスをはじめとする緩やかなフリーソフトウェアライセンス (英語版) が、二次的著作物を独占 的なものとして再頒布することを許しているのとは対照的である。GPLはコピーレフトのソフトウェアライセ ンスとしては初めてのものであり、そのもっとも代表的なものである[7]。

GNU General Public License



フリーソフトウェア財団 作者

バージョン

公開元 フリーソフトウェア財団 (Free

Software Foundation, Inc.)

2007年6月29日 リリース日

DFSGとの適合性 Yes[1] Yes[2] フリーソフトウェア Yes[3] OSIの承認 Yes[2][4] コピーレフト コピーフリー (英語版) No^[5]

異種ライセンスコード No(但し、GNU AGPLv3ソフトウ からのリンク ェアをGNU GPLv3ソフトウェアと

リンクすることは可能。詳しくは、 セクション"両立性とマルチライセ

ンス"を参照せよ。)

ウェブサイト www.gnu.org/licenses/gpl.html

テンプレートを表示

GPLはフリーソフトウェア財団(Free Software Foundation。以下FSFと略称)によって公開され、その管理が行われている。

FSFが公開、管理する他のライセンスには、GNU Lesser General Public License(GNU LGPL)、GNU Free Documentation License(GNU FDL、またはGFDL) そしてGNU Affero General Public Licenseパージョン3(GNU AGPLv3)がある。

GPLは、プログラム(日本国著作権法ではプログラムの著作物)の複製物を所持している者に対し、概ね以下のことを許諾するライセンスである。

- ①プログラムの実行
- ②プログラムの動作を調べ、それを改変すること
- ③複製物の再頒布
- ④プログラムを改良し、改良を公衆にリリースする権利

GPLは二次的著作物についても上記4点の権利を保護しようとする。この 仕組みは**コピーレフト**と呼ばれ、**GPLでライセンスされた著作物は、そ の二次的著作物に関してもGPLでライセンスされなければならない**。

MITLicense

MIT License



この記事は検証可能な参考文献や出典が全く示されていないか、不十分です。

出典を追加して記事の信頼性向上にご協力ください。(2015年8月)

MIT License (エム・アイ・ティー ライセンス) は、マサチューセッツ工科大学を起 源とする代表的なソフトウェアライセンスである。X11 LicenseまたはX Licenseと 表記されることもある。MIT LicenseはGPLなどとは異なり、コピーレフトではなく、 オープンソースであるかないかにかかわらず再利用を認めている。BSDライセンスを ベースに作成されたBSDスタイルのライセンスの一つである。MIT Licenseは、数あ るライセンスの中で非常に制限の緩いライセンスと言える。

X Window System (X11) などのソフトウェアに適用されている。また、2015年3月 には、GitHubで最も使われているオープンソースライセンスはMIT Licenseであると いう調査結果も出ている[1]。

目次 [表示]

特徴 [編集]

要約すると、MIT Licenseとは次のようなライセンスである。

1. このソフトウェアを誰でも無償で無制限に扱って良い。ただし、著作権表示および本許諾表示をソフトウェアのすべての複製 または重要な部分に記載しなければならない。

2. 作者または著作権者は、ソフトウェアに関してなんら責任を負わない。

MIT License

作者 マサチューセッツ工科

大学

マサチューセッツ工科 公開元

大学

1980年代後半 リリース日

あり DFSGとの適合性

フリーソフトウェア はい

OSIの承認 あり

GPLとの適合性 あり

コピーレフト いいえ

コピーフリー (英語版) はい

テンプレートを表示

https://ja.wikipedia.org/wiki/MIT License

MIT Licenseとは次のようなライセンスである。

- ①このソフトウェアを誰でも無償で無制限に扱って良い。ただし、著作権表示および本許諾表示をソフトウェアのすべての複製または重要な部分に記載しなければならない。
- ②作者または著作権者は、ソフトウェアに関してなんら責任を負わない。

WT PL

WTFPL

WTFPL (Do What The Fuck You Want To Public License)とは、極めて緩やかなフリーソフトウェアライセンス (英語版) である。採用例は少ない。

目次 [非表示]

- 1 概要
- 2 条文
- 3 採用
- 4 脚注
- 5 関連項目
- 6 外部リンク

概要 [編集]

英語としても非常に下品な名称のライセンスで、あえて語感を尊重して翻訳するとすれば『どうとでも勝手にしやがれクソッタレ・公衆利用許諾(契約)書』といったところである。 オリジナルのバージョン1.0は2000年3月にBanlu Kemiyatornにより作成され、Window Makerのアートワーク[4]に採用されている[5]。2004年にフランスのプログラマで、後にDebianプロジェクトリーダーにも就任したサム・オセヴァール(英語版)はバージョン2.0を作成した[6]。このライセンスは、ソフトウェアの再頒布と改変を任意のライセンスの条項で許諾する。ソフトウェアを受け取り本ライセンスに従うライセンシーには、「どうぞお好きなようにしやがれ」ということを促す。ほとんど悪ふざけのような名前の許諾書だが、ライセンスはフリーソフトウェア財団によりGPLと互換性のあるフリーソフトウェアライセンスとして承認されている[1]。

Do What The Fuck You Want To Public License



作者 サム・オセヴァール (英

語版)

バージョン 2

公開元 著作者と同じ

リリース日 2004年

DFSGとの適合性 Yes (パブリックドメイ

ンと同等)

フリーソフトウェア Yes[1]

OSIの承認 No^[2]

GPLとの適合性 Yes [1]

コピーレフト No [1]

コピーフリー (英語版) Yes^[3]

異種ライセンスコード Yes

からのリンク

テンプレートを表示

http://ja.wikipedia.org/wiki/WTFPL

とうとでも勝手にし かかれクソッタレ 公衆利用許諾(契約)書

The Unlicensed

The Unlicensed = Public Domain

コピーレフト



この記事は検証可能な参考文献や出典が全く示されていないか、不十分です。

出典を追加して記事の信頼性向上にご協力ください。(2015年8月)

コピーレフト (英: copyleft) とは、著作権 (英: copyright) に対する考え方で、著作権を保持したまま、二次的著作物も含めて、すべて の者が著作物を利用・再配布・改変できなければならないという考え方で、1984年にフリーソフトウェア財団を設立したリチャード・ストールマンが熱心に広めた考えである。コンピュータプログラムの特にバイナリに変換されることを前提としたソースコードについてのものであったが、その後、それ以外の著作物にも適用しようという動きがある(クリエイティブ・コモンズなど)。

しばしば、GPLやGFDL等(後述)の特定のライセンスを指すこともある。

目次 [表示]

概念 [編集]

コピーレフトの考えでは、著作権者はそのコピー(複製物)の受取人に対して撤回の出来ないライセンスを認め、販売を含む再配布を許可し、翻案(改変)されることも可能とする必要がある。逆に、コピーレフトを利用する側では、このライセンスのものをコピーや変更、再配布する時にはこのライセンスをそのまま適用し、それを明確に示さなければならない。

コピーレフトの定義をまとめると次のようになる。

- 著作物の利用、コピー、再配布、翻案を制限しない
- 改変したもの(二次的著作物)の再配布を制限しない
- 二次的著作物の利用、コピー、再配布、翻案を制限してはならない
- コピー、再配布の際には、その後の利用と翻案に制限が無いよう、全ての情報を含める必要がある(ソフトウェアではソースコード含む)
- 翻案が制限されない反面、原著作物の二次的著作物にも同一のコピーレフトのライセンスを適用し、これを明記しなければならない

コピーレフト以外にもフリーソフトウェアのライセンスは数多く存在し、BSDやX Window Systemなどの、オープンソースソフトウェアで適用されているものがある。これらは二次的著作物へのライセンス適用や、使用可能なソースコードのコピーを義務づけていないため、コピーレフトではない。よく議論されることに、これらのライセンスとコピーレフトのどちらがより自由なライセンスであるのか?というものがある。これは視点の問題で、他のライセンスでは制作者など、現在のライセンス保持者の自由を最大限にしたもので、コピーレフトでは今後のライセンス保持者の自由を最大限にしたものだと考えることができる。



コピーレフトのシン ロボルとしてしばしば使われるアイコン。Cの文字が左右逆になっている。

リチャード・ ストールマン



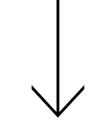
Richard Stallman

リチャード・マシュー・ストールマン(Richard Matthew Stallman、1953年3月16日 -)は、アメリカ合衆国のプログラマー、フリーソフトウェア活動家。コピーレフトの強力な推進者として知られ、現在にいたるまでフリーソフトウェア運動において中心的な役割を果たしている。また、プログラマーとしても著名な存在であり、開発者としてその名を連ねるソフトウェアにはEmacsやGCCなどがある。なお、名前の頭文字を取ってRMSと表記されることもある。

photo by Thesupermat, CC BY-SA 3.0 最初に行われたのは、明示的に著作権を放棄したり(パブリックドメイン)、放棄はしないが「誰でも自由に使って良い」と宣言したり、という形で共有する方法であった。

ところが、本当に誰でも自由に使えることにしてしまうと、共有・発展という作者の意図に反するような利用が行われることもある。パブリックドメインの状態にある著作物を改変した場合、二次的著作物はパブリックドメインになるわけではなく、改変者に著作権が帰属することになるためである。

このような問題をストールマンが経験した際に、コピーレフトという発想が生まれた。シンボリックス社から、ストールマンが作成したLISPインタプリタを使いたいと打診された際、ストールマンは彼の作品のパブリックドメイン版を提供した。シンボリックス社はそのプログラムを拡張して更に強力なものにした。そして、彼のもともとのプログラムに対して拡張した部分を見せてくれるよう求めた時に、シンボリックス社はそれを拒否した。これは法的にはどうすることもできなかった。



クリエイティブ・コモンズ

#令週の課題

GitHubに新規リポジトリ aboutcopyleft というリポジトリを作り、

- Apache License 2.0
- GNU General Public License v3.0
- MIT License
- WTFPL

それぞれ**互換性の**特徴と、**コピーレフトとの関係性を図化**しリポジトリトップにある README.md ファイルに、 その図を画像として埋め込み、リポジトリURLをTweetしてください。その際、#AGU情報社会論のハッシュタグを含めてください。